

令和7年度 第2回久留米市城島ふれあいセンター運営委員会次第

令和8年3月23日（月）10時00分～

久留米市城島ふれあいセンター 軽運動室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 文化スポーツ課長あいさつ

4. 審議事項

（1）令和7年度久留米市城島ふれあいセンター事業報告

（2）令和8年度久留米市城島ふれあいセンター事業計画（案）

5. その他

6. 閉会

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員名簿

区 分	氏名（敬称略）	所 属	任 期
(1) センターの利用者	おの きとえ 小野 里江	城島町保育園連盟	令和7年7月1日から 令和9年6月30日まで
	えがみ はいこ 江上 慶子	グループ野火	
	はら よしみち 原 嘉道	クラシックギターサークル	
(2) 天体に深い関心と知識を持つ者	にしやま こういち 西山 浩一	城島天文台ボランティア	
	かまちみのる 蒲池 稔	城島天文台ボランティア	
	はた ひでひろ 波多 英寛	国立大学法人 熊本大学	
(3) 学識経験者	ほりた こうたろう 堀田 洸太郎	久留米市議会	
	もり たけあき 森 剛昭	城島小中学校長会	
(4) その他教育委員会が必要と認める者	まつのが まさお 松延 政雄	城島地域校区 まちづくり連絡会議	
	みつさき ゆかり 光崎 由香利	久留米市城島町 P T A連絡会	
	えぐち まちこ 江口 真知子	福岡大城農業協同組合	
	まつだ しぐえ 松田 シグエ	久留米南部商工会	
	ふじた のぞみ 藤田 希	福岡県立三潁高等学校	
	くましる えいこ 神代 英子	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	

4審議事項(1) 令和7年度久留米市城島ふれあいセンター事業報告

主催事業 17講座

目 的		事 業 名	講 師	実施日	場 所	参加人数
就業支援 (3講座)	1	医療事務資格取得講座 (医科3級医療事務技能検定試験)	(株)医療事務サービス	10月15日(水) ～11月19日(水) 【全7回】	第2講習室	15名
	2	Word(ワード)初心者向け講座	福島産業(株)	3月10日(火) ～3月24日(火) 【全3回】	学習室	14名
	3	Excel(エクセル)初心者向け講座	福島産業(株)	3月12日(木) ～3月26日(木) 【全4回】	学習室	14名
男女平等 (3講座)	4	【五感で楽しむ城島学】① エツづくしの料理教室 (「エツ祭」告知)	エツ祭実行委員会 千代島 勝則 氏 調理指導 地域の方	5月31日(土)	調理実習室	19名
	5	「知って安心!! 在宅医療」 (人生会議の日)	介護支援専門員 園田 成美 氏 大川三淵医師会 江口 秀生 氏	11月26日(水)	第2講習室	17名
	6	【五感で楽しむ城島学】⑥ Raw sweets風 酒粕クッキング (「城島酒蔵びらき」告知)	Raw sweetsアドバイザー 八坂 尚美 氏	1月30日(金)	調理実習室	10名
趣味・健康・教養 (7講座)	7	【サークル支援】 サークル体験会	各サークル講師	5月～7月	各会場	41名
	8	【サークル育成講座】 「初心者向け パート別英会話」	当センターサークル講師 桑野 カメリア 氏	5月29日(木) 6月 5日(木) 【全2回】	第2講習室	19名
	9	「相続対策 はじめの一步！」	相続コンサルタント 橋本 啓一 氏	7月 8日(火)	第2講習室	15名
	10	【五感で楽しむ城島学】② 和太鼓演奏&体験会 (「城島ふるさと夢まつり」告知)	城島龍神太鼓 古賀 大雅 氏 ほか	9月 7日(日)	軽運動室	52名 (体験25名)
	11	【五感で楽しむ城島学】③ 「城島瓦でグリーンポットと一輪挿しづくり」 (「城島郷 酒街道をゆく」告知)	浜田瓦工場 浜田 道子 氏	10月 8日(水)	調理実習室	16名
	12	【五感で楽しむ城島学】④ 「オトナの宇宙塾」 (「城島郷 酒街道をゆく」告知)	熊本大学 大学院先端科学研究部 波多 英寛 氏	10月31日(金)	第2講習室	17名
	13	【五感で楽しむ城島学】⑤ 城島史「大空に挑んだ偉人たち」 (「城島酒蔵びらき」告知)	城島まち歩き ボランティアガイド 池口 隆 氏	1月28日(水)	調理実習室	14名
青少年健全育成 (2講座)	14	魚のプロと一緒に作る 「わくわく親子クッキング」	農政部中央卸売市場 久留米魚市場 料理人や魚屋さん	7月30日(水)	調理実習室	小学生と 保護者 12組27名
	15	【五感で楽しむ城島学】⑦ 「発見! 体験! エツまもり隊!」 (「エツ祭」告知)	エツ祭実行委員会 千代島 勝則 氏 ほか	3月15日(日)	第2講習室 調理実習室 六五郎橋下	小中学生と その保護者 10組38名
天文の知識普及 (2講座)	16	夏の子ども宇宙塾 「ロケット博士にききもなろう!」	九州工業大学 宇宙システム工学研究係 北川 幸樹 氏	7月26日(土)	第2講習室 軽運動室	16組 43名
	17	冬の子ども宇宙塾 「宇宙へつながるネジの力! 宇宙への挑戦! ネジ切り体験」	アイアント工業 馬場 勝大 氏	12月13日(土)	軽運動室	15組 34名

令和7年度

1 宿泊事業について

宿泊利用状況 … 5団体（市内4団体、市外1団体）合計184名
子どもたちの宿泊体験や社会体育の練習合宿、高校生の部活動の合宿など
宿泊に併せて、無料観望会に参加される団体もありました。

2 天文台事業について

1) 無料観望会（天文台一般開放）

実施日：月2回（第1・3土曜日）

実施時間：（4月～9月） 19時30分～21時00分

（10月～3月） 19時00分～20時30分

各月ごとにターゲット星を決め、効果的な広報を行い集客率の向上を目指す。

2) 主催講座【こども宇宙塾(2講座)】の実施)

ア) 概要：親子を対象として宇宙や科学をテーマにした実験や体験等を通して宇宙や科学の
楽しさ等を体験してもらう（天文の知識普及と青少年の健全育成を図る目的で取り組む）

イ) 対象：小・中学生及びその保護者

天文台事業	事業内容	実施日	参加者
	夏のこども宇宙塾 「ロケット博士にきみもなろう」	7月26日(土)	16組43名
	冬のこども宇宙塾「宇宙へつながるネジの力！ 宇宙への挑戦！ネジ切り体験」	12月13日(土)	15組34名

3) 来館者への情報発信に関する取組み

○久留米市公式LINEや久留米市ホームページなどで情報配信するとともに各小学校関係への
周知を積極的に行う。

4議題(2) 令和8年度久留米市城島ふれあいセンター事業計画(案)

主催事業 14講座

目 的		事 業 名	実施予定時期	場 所	定 員 (参加者)
就業支援 (1講座)	1	医療事務資格取得講座【全7回】	10月～12月	第2講習室	15名
男女平等 (3講座)	2	【五感で楽しむ城島学】① エツづくしの料理教室 (「エツ祭」告知)	5月	調理実習室	16名
	3	人生最期にあなたの心が優先するものとは…？ 『もしバナゲーム』講座 (人生会議の日)	11月	第2講習室	15名
	4	【五感で楽しむ城島学】⑤ 酒粕クッキング (「城島酒蔵びらき」告知)	2月	調理実習室	12名
趣味・健康・教養 (6講座)	5	【サークル支援】 サークル体験会	5～7月	各会場	各団体と 調整
	6	まるで旅行気分！ アフリカの宝石「チュニジア」周遊	6月	軽運動室 調理実習室	15名
	7	円満相続対策講座「相続問題と認知症」	7月	第2講習室	15名
	8	【五感で楽しむ城島学】② 和太鼓演奏&体験会 (「城島ふるさと夢まつり」告知)	9月	軽運動室	40名 (体験20名)
	9	【五感で楽しむ城島学】③ 城島瓦 (「城島郷 酒街道をゆく」告知)	10月	調理実習室	12名
	10	【五感で楽しむ城島学】④ 城島史 (「城島酒蔵びらき」告知)	1月	軽運動室	15名
青少年健全育成 (2講座)	11	【サークル育成講座】 家族で韓国を楽しもう！ 『ハングル&クッキング』	8月 【全2回】	第2講習室 調理実習室	小中学生と その家族 12組
	12	【五感で楽しむ城島学】⑥ 「発見！体験！エツ守り隊！」 (「エツ祭」告知)	3月	第2講習室 調理実習室 六五郎橋下	小中学生と その家族 8組30名程度
天文の知識普及 (2講座)	13	夏のこども宇宙塾 「宇宙飛行士に挑戦しよう！」	7月	第2講習室	15名
	14	冬のこども宇宙塾 「熱気球を飛ばそう！」	12月	軽運動室	20名

令和 8 年度

1 宿泊事業について（令和 8 年 4 月 1 日より一部変更）

- ・ リネン(1式/1人)料金が 770円から 1320円へ変更となります。 注 1)

料 金（1泊/1人）		リネン（1式/1人） 注）原則 0 歳児からご使用ください。	
4 歳～中学生	310 円	・ シーツ ・ 枕カバー ・ ホーフ	注 1) R8.4 より <u>1320 円</u>
15 歳～20 歳未満または大学生 注) 学校教育法第 1 条に規定する大学及び高等専門学校の生徒	410 円		
20 歳以上	520 円		
宿泊税（県税）（1泊/1人）	200 円		

2 天文台事業について

1) 無料観望会（天文台一般開放）

実施日：月 2 回（第 1・3 土曜日）

実施時間：（4 月～9 月）19 時 30 分～21 時 00 分

（10 月～3 月）19 時 00 分～20 時 30 分

各月ごとにターゲット星を決め、効果的な広報を行い集客率の向上を目指します。

2) 主催講座（こども宇宙塾の実施）

- ア) 概要：親子を対象として宇宙や科学をテーマにした実験や体験等を通して宇宙や科学の楽しさ等を体験してもらう（天文の知識普及と青少年の健全育成を図る目的で取り組む）

イ) 対象：小・中学生及びその保護者

天文台事業	事業内容	実施予定日	参加予定
	夏のこども宇宙塾 『宇宙飛行士に挑戦しよう！』	7 月	15 組 30 名
	冬のこども宇宙塾 『熱気球を飛ばそう！』	12 月	15 組 30 名

3) 来館者への情報発信に関する取組み

- 久留米市公式 LINE や久留米市ホームページなどで情報配信するとともに各小学校関係への周知を積極的に行う。

令和7年度第2回久留米市城島ふれあいセンター運営委員会

【久留米市城島ふれあいセンター施設利用状況】

令和7年度(稼働率)

- (1) 貸室利用状況
- (2) 天文台利用状況
- (3) 宿泊利用状況

2月分入力まで確定です

各貸室平均稼働率	35.7%	7.8%	12.2%	20.5%
全体平均稼働率	19.04%			

令和7年度 城島ふれあいセンター天文台利用状況

☆無料観望会

		第1・3土曜日	幼少中	高校大学	20代	30代	40代	50代以上	合計	市内	市外
1	4月	5日	天候不良のため中止								
2		19日	天候不良のため中止								
3	5月	3日	天候不良のため中止								
④		17日	6	0	0	0	5	2	13	13	0
5	6月	7日	天候不良のため中止								
6		21日	天候不良のため中止								
⑦	7月	5日	12	0	0	4	5	2	23	17	6
8		19日	天候不良のため中止								
⑨		26日 (夏のこども宇宙塾)	24	0	0	9	9	1	43	41	2
⑩	8月	2日	60	2	0	5	17	4	88	84	4
⑪		16日	12	0	1	5	6	4	28	27	1
⑫	9月	6日	10	0	1	2	3	9	25	25	0
13		20日	天候不良のため中止						0	0	0
14	10月	4日	天候不良のため中止						0	0	0
15		18日	天候不良のため中止						0	0	0
⑬	11月	1日	10	0	1	3	3	2	19	11	8
⑭		15日	4	0	3	1	4	0	12	6	6
⑮	12月	6日	1	0	0	0	2	4	7	7	0
19		13日 (冬のこども宇宙塾) 冬の星空観察	冬のこども宇宙塾に伴う冬の星空観察会 天候不良のため中止						0	0	0
20		20日	天候不良のため中止						0	0	0
⑯	1月	17日	6	0	0	0	8	4	18	18	0
22	2月	7日	天候不良のため中止						0	0	0
23		21日	11	0	0	1	11	4	27	22	5
24	3月	7日	2	0	0	1	3	4	10	6	4
25		21日	0	0	0	0	0	0	0	0	0

利用合計			幼少中	高校大学	20代	30代	40代	50代以上	合計	市内	市外
			158	2	6	31	76	40	313	277	36

令和7年度 城島ふれあいセンター宿泊利用状況

※令和7年4月1日より
宿泊利用は7月・8月のみ

宿泊日	利用団体		合計	4歳～ 中学生	15歳～ 20歳 未満	20代	30代	40代	50代以 上	開館 日数	稼働 日数	稼働率
7月11日(金) ～7月13日(日)	1	KURUMレーシングクラブ (市内)	40	34	5	0	1	0	0	26	3	
7月23日(水) ～7月26日(土)	2	愛知産業大学三河高校 剣道部 (県外)	22	0	21	1	0	0	0		4	
8月2日(土) ～8月3日(日)	3	へらの木楽校 (市内)	49	43	0	0	0	5	1	26	2	
8月22日(金) ～8月23日(土)	4	NA新体操クラブ (市内)	40	37	2	0	1	0	0		2	
8月30日(土) ～8月31日(日)	5	城島町防火委員会 (市内)	33	28	0	0	0	3	2		2	
合 計			184	142	28	1	2	8	3	52	13	25.0%

(目的及び設置)

第1条 研修、宿泊、天文の知識普及等の社会教育活動を通じて、青少年の健全育成及び市民の文化教養の向上を図るとともに、市民相互の交流を促進するため、久留米市城島ふれあいセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(平26条例48・全改)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 久留米市城島ふれあいセンター
- (2) 位置 久留米市城島町浜293番地

(平26条例48・一部改正)

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関すること。
- (2) 文化教養の向上に関すること。
- (3) 宿泊研修に関すること。
- (4) 天文の知識普及に関すること。
- (5) その他目的達成のための必要な事業

(平26条例48・一部改正)

(職員)

第4条 前条の事業を行うため、センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

(平26条例48・追加)

(入館の制限)

第5条 久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者
- (3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(平26条例48・旧第4条繰下)

(使用許可)

第6条 センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。

(平26条例48・旧第5条繰下)

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 公益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他使用させることにより、管理運営上支障があると認められるとき。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(使用料)

第8条 第6条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(平26条例48・旧第8条繰下)

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 使用者が正当な理由がなく、使用料を納めないとき。
- (2) 使用者が使用に関する規定若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき、又は粗暴な若しくはけんや騒々な行為等により使用上の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。
- (3) 使用者が施設、設備等を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。
- (4) 公の行事、天候その他の事由により、使用を停止する必要があるとき。
- (5) その他施設の適正な運営管理を保つため必要があるとき。

(平26条例48・旧第10条繰下)

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(平26条例48・旧第11条繰下)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その使用する施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 使用を終了したとき。
- (2) 第11条の規定による使用の許可の取消し等をされたとき。
- (3) 使用を中止したとき。

2 教育委員会は、使用者が前項に規定する原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平26条例48・追加)

(損害賠償義務)

第14条 センターの入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、センターの建物、附属施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平26条例48・旧第12条繰下)

(運営委員会)

第15条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市城島ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 城島町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、城島町青少年ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(昭和60年城島町条例第4号)及び城島町青少年ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和60年城島町規則第6号。以下「城島町規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(運営委員会委員の任期の特例等)

- 3 編入日前に城島町規則の規定により置かれた運営委員会(以下「旧委員会」という。)は、第13条第1項の規定により置かれた運営委員会(以下「新委員会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 編入日前に旧委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、新委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第13条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成26年3月27日条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(久留米市青少年ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 23 この条例の施行の際現に第23条の規定による改正前の久留米市青少年ふれあいセンター条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月19日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(久留米市天文台条例の廃止)

- 2 久留米市天文台条例(平成16年久留米市条例第109号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前に、久留米市天文台条例及び久留米市働く女性の家条例(平成16年久留米市条例第110号)の規定(久留米市働く女性の家条例については、久留米市城島働く女性の家に係る部分に限る。)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(運営委員会委員の任期)

- 4 この条例の施行の際、改正前の久留米市青少年ふれあいセンター条例第13条の規定により置かれた久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員である者は、この条例の施行に伴い、その任を解くものとする。

附 則(平成28年3月31日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(久留米市城島ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 この条例の施行の際現に第23条の規定による改正前の久留米市城島ふれあいセンター条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

(平26条例48・全改、令元条例5・一部改正)

久留米市城島ふれあいセンター使用料

区分	使用料(1時間につき)
視聴覚室	210円
和室A	210円
和室B	210円
和室C	210円
和室D	210円
和室E	100円
和室F	100円
軽運動室	310円
調理実習室	210円
第1講習室	210円
第2講習室	210円

備考

- 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、上記の使用料に当該使用料に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用時間は、準備、後片付け及び原状回復に要する時間を含む。
- 利用時間に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 宿泊使用する場合の視聴覚室及び和室Aから和室Fまでの使用料は、別表第2に規定する宿泊使用料を適用する。
- 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2(第8条関係)

(平26条例48・全改、平28条例28・令元条例5・一部改正)

久留米市城島ふれあいセンター宿泊使用料

4歳以上15歳未満の者(中学校等に在籍する15歳以上の者を含む。)	15歳以上20歳未満の者(中学校等に在籍する者を除く。)又は大学に在学する者	20歳以上の者(大学に在学する者を除く。)
1人1泊につき 310円	1人1泊につき 410円	1人1泊につき 520円

備考

- 宿泊使用者は、宿泊研修の活動に必要な範囲内で、別表第1に掲げる施設のうち視聴覚室及び和室Aから和室Fまでを使用することができる。

- 2 宿泊使用料は、備考1の規定により使用する施設の使用料を含むものとする。
- 3 中学校等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。
- 4 大学とは、学校教育法第1条に規定する大学をいう。
- 5 上記の金額は、食費及びシーツ等の洗濯費は含まない。
- 6 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第3(第8条関係)

(平26条例48・追加、令元条例5・一部改正)

久留米市城島ふれあいセンター天文台使用料

区分	基本使用料	超過料金
大型望遠鏡	1回につき2時間まで 2,090円	30分までごとに 520円
小型望遠鏡	1回につき2時間まで 830円	30分までごとに 100円
太陽観測装置	1回につき2時間まで 2,090円	30分までごとに 520円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

○久留米市城島ふれあいセンター条例施行規則

平成17年2月4日

久留米市教育委員会規則第36号

改正 平成27年3月10日教育委員会規則第3号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市城島ふれあいセンター条例（平成16年久留米市条例第112号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平27教規則3・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第2条 久留米市城島ふれあいセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊使用者は、使用を開始する日の午後4時から使用を終了する日の午前10時までセンターを使用することができる。

3 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日（その日が土曜日及び日曜日に当たる日を除く。）

(3) 12月28日から翌年1月4日までの日

4 前3項の規定にかかわらず、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

(平27教規則3・一部改正)

(使用期間)

第3条 センターは、引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、使用（使用変更）許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の使用許可を受けようとする者は、構成員が4人以上の団体で、センターの設置目的の達成に寄与する内容の研修計画を有しているものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、天文台に設置する望遠鏡等（条例別表第3に掲げる設備をいう。）の使用許可を受けようとする者については、構成員が10人以上の団体で、天体の観測等に係る研修計画を有しているものとする。

（平27教規則3・一部改正）

（使用の許可）

第5条 教育委員会は、前条の申請を許可したときは、使用（使用変更）許可書（第2号様式）を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも、同様とする。

（平27教規則3・一部改正）

（使用後の整理）

第6条 使用者は、使用を終えたときは施設及び附属設備の清掃整理をしなければならない。

（平27教規則3・旧第7条繰上）

（損傷又は滅失の届）

第7条 使用者は、センターの施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（第3号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

（平27教規則3・旧第8条繰上）

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平27教規則3・旧第9条繰上）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、城島町青少年ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和60年城島町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、城島町青少年ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則の様式とみなして使用することができる。

附 則（平成27年3月10日教育委員会規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(久留米市天文台条例施行規則の廃止)

- 2 久留米市天文台条例施行規則(平成17年久留米市教育委員会規則第39号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に、前項の規定により廃止される前の久留米市天文台条例施行規則及び久留米市働く女性の家運営委員会規則等を廃止する規則(平成27年久留米市教育委員会規則第6号)により廃止される前の久留米市働く女性の家条例施行規則(平成17年久留米市教育委員会規則第42号。以下「旧働く女性の家規則」という。)の各規定(旧働く女性の家規則については、久留米市城島働く女性の家に係る部分に限る。)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第 1 号様式（第 4 条関係）

使用（使用変更）許可申請書								
						年 月 日		
久留米市教育委員会教育長 宛て								
申請者 団体名								
代表者氏名								
住所								
使用責任者名								
電話番号								
下記のとおり、使用（使用変更）許可を申請します。								
使用 目的								
時間 使用 施設	室名	使用時間帯			時間	冷暖房使用	使用料	
	1 視聴覚室	日	時から	日	時まで		有・無	円
	2 和室A	日	時から	日	時まで		有・無	円
	3 和室B	日	時から	日	時まで		有・無	円
	4 和室C	日	時から	日	時まで		有・無	円
	5 和室D	日	時から	日	時まで		有・無	円
	6 和室E	日	時から	日	時まで		有・無	円
	7 和室F	日	時から	日	時まで		有・無	円
	8 軽運動室	日	時から	日	時まで		有・無	円
	9 調理実習室	日	時から	日	時まで		有・無	円
	10 第1講習室	日	時から	日	時まで		有・無	円
11 第2講習室	日	時から	日	時まで		有・無	円	
宿泊	日 時から 日 時まで				() 泊		円	
	和室A ・ 和室B ・ 和室C ・ 和室D ・ 和室E ・ 和室F ・ 視聴覚室							
天文台 設備	大型望遠鏡	日 時から 日 時まで					円	
	小型望遠鏡	日 時から 日 時まで					円	
	太陽観測装置	日 時から 日 時まで					円	
使用料合計							円	
使用 人員 内訳	区分	4 歳以上中学生まで	15歳以上(中学生を除く。) 20歳未満又は大学生		20歳以上 (大学生を除く。)		計	
	男	人	人		人		人	
	女	人	人		人		人	
	計	人	人		人		人	
その他								

第 2 号 様 式 （ 第 5 条 関 係 ）

使用（使用変更）許可書						
年 月 日						
団体名 _____						
代表者氏名 _____ 様						
久留米市教育委員会教育長						
下記のとおり、使用（使用変更）許可します。						
使用 目的						
時間 使用 施設	室名	使用時間帯		時間	冷暖房使用	使用料
	1 視聴覚室	日 時から 日 時まで			有・無	円
	2 和室A	日 時から 日 時まで			有・無	円
	3 和室B	日 時から 日 時まで			有・無	円
	4 和室C	日 時から 日 時まで			有・無	円
	5 和室D	日 時から 日 時まで			有・無	円
	6 和室E	日 時から 日 時まで			有・無	円
	7 和室F	日 時から 日 時まで			有・無	円
	8 軽運動室	日 時から 日 時まで			有・無	円
	9 調理実習室	日 時から 日 時まで			有・無	円
	10 第1講習室	日 時から 日 時まで			有・無	円
11 第2講習室	日 時から 日 時まで			有・無	円	
宿泊	日 時から 日 時まで			() 泊		円
	和室A ・ 和室B ・ 和室C ・ 和室D ・ 和室E ・ 和室F ・ 視聴覚室					
天文台 設備	大型望遠鏡	日 時から 日 時まで				円
	小型望遠鏡	日 時から 日 時まで				円
	太陽観測装置	日 時から 日 時まで				円
使用料合計						円
使用 人員 内訳	区分	4 歳以上中学生まで	15歳以上(中学生を除く。) 20歳未満又は大学生	20歳以上 (大学生を除く。)	計	
	男	人	人	人	人	
	女	人	人	人	人	
	計	人	人	人	人	
その他						

第3号様式(第7条関係)

損傷・滅失届

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

住 所 _____

団体名 _____

代表者の氏名 _____
(使用責任者 連絡先)

電話番号 _____

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時		年 月 日		時 頃	発生場所			
品 名		規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	摘要(備品No.)	
備考					受 領 印		記 帳	

※ 団体名(氏名)、住所、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

第1号様式（第4条関係）

（平27教規則3・全改）

第2号様式（第5条関係）

（平27教規則3・全改）

第3号様式（第7条関係）

（平27教規則3・一部改正）

○久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則

平成17年2月4日

久留米市教育委員会規則第35号

改正 平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第10項

平成27年3月10日教育委員会規則第4号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市城島ふれあいセンター条例(平成16年久留米市条例第112号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により置かれた久留米市城島ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(平27教規則4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市城島ふれあいセンター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(平27教規則4・一部改正)

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 天体に深い関心と知識を持つ者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(平27教規則4・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平17教規則48・旧第7条繰上)

附 則

この規則は、平成17年2月5日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第10項) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日教育委員会規則第4号)
(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(久留米市天体運営委員会規則の廃止)

2 久留米市天体運営委員会規則(平成17年久留米市教育委員会規則第38号)は、廃止する。